山梨県司法書士会	
長野県司法書士会	
新潟県司法書士会	
大阪司法書士会	大阪法務局
京都司法書士会	
兵庫県司法書士会	
奈良県司法書士会	
滋賀県司法書士会	
和歌山県司法書士会	
愛知県司法書士会	名古屋法務局
三重県司法書士会	
岐阜県司法書士会	
福井県司法書士会	
石川県司法書士会	
富山県司法書士会	
広島司法書士会	広島法務局
山口県司法書士会	
岡山県司法書士会	
鳥取県司法書士会	
島根県司法書士会	
福岡県司法書士会	福岡法務局
佐賀県司法書士会	
長崎県司法書士会	
大分県司法書士会	
熊本県司法書士会	
鹿児島県司法書士会	
宮崎県司法書士会	
沖縄県司法書士会	
宮城県司法書士会	仙台法務局
福島県司法書士会	
山形県司法書士会	
岩手県司法書士会	
秋田県司法書士会	
青森県司法書士会	
札幌司法書士会	札幌法務局
函館司法書士会	
旭川司法書士会	
釧路司法書士会	
香川県司法書士会	高松法務局
徳島県司法書士会	
高知県司法書士会	
愛媛県司法書士会	

6　考査手数料

10,900円の額に相当する収入印紙を考査申請書に貼って納付すること。

7　認定者の発表

法務大臣が簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者（認定者）の発表は、平成30年９月３日（月曜日）の午後４時に考査会場を管轄する法務局に掲示して行うほか、同日の午後４時に法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/）にも認定者の受験番号を掲載する。また、前記掲示及びホームページ掲載後、認定者の受験番号及び氏名について、官報に公告する。

なお、認定者本人には、認定証書を交付する。

おって、認定者は認定を受けるに当たり、登録免許税として5,000円の額に相当する収入印紙の納付が必要となるので、別途指定する方法により納付すること。

平成 30 年度検察官特別考試の施行

平成30年度検察官特別考試の施行について、次のとおり公告する。

平成 30 年４月２日

検察官・公証人特別任用等審査会長

寺脇　一峰

1　筆記試験

⑴　期日　平成30年７月10日（火）から同月12日（木）まで

⑵　場所

東京都　東京高等検察庁（東京都千代田区霞が関１－１－１）

2　口述試験

⑴　期日　平成30年10月３日（水）及び同月４日（木）

⑵　場所　法務省（東京都千代田区霞が関１－１－１）

3　出願期間　平成30年５月７日（月）から同月21日（月）まで

4　受験手続　試験を受けようとする者（平成31年４月１日現在で副検事在職３年以上の者）は、所轄検事長を経由して受験願書を検察官・公証人特別任用等審査会宛て提出しなければならない。

平成 30 年司法試験予備試験の試験場

司法試験法（昭和24年法律第140号）第７条の規定に基づき、平成30年司法試験予備試験の試験場について、次のとおり公告する。

平成 30 年４月２日

司法試験委員会委員長　神田　秀樹

1　短答式試験（平成30年５月20日（日））

⑴　北 海 道　北海道文教大学（北海道恵庭市黄金中央５－196－１）

⑵　仙 台 市　仙台卸商センター　産業見本市会館　サンフェスタ（仙台市若林区卸町２－15－２）

⑶　東 京 都　早稲田大学早稲田キャンパス（東京都新宿区西早稲田１－６－１）
青山学院大学青山キャンパス（東京都渋谷区渋谷４－４－25）
明治大学和泉キャンパス（東京都杉並区永福１－９－１）

⑷　名古屋市　名古屋工業大学御器所キャンパス（名古屋市昭和区御器所町）

⑸　兵 庫 県　関西学院大学西宮上ケ原キャンパス（兵庫県西宮市上ケ原一番町１－155）

⑹　広 島 市　ＴＫＰガーデンシティ広島（広島市中区中町８－18　広島クリスタルプラザ２階／３階）

⑺　福 岡 市　福岡工業大学（福岡市東区和白東３－30－１）

2　論文式試験（平成30年７月15日（日）及び16日（月））

⑴　札 幌 市　ＴＫＰ札幌ビジネスセンター赤れんが前（札幌市中央区北４条西６丁目１　毎日札幌会館５階）

⑵　東 京 都　ＴＯＣ（東京都品川区西五反田７－22－17）

⑶　大 阪 市　マイドームおおさか（大阪市中央区本町橋２－５）

⑷　福 岡 市　南近代ビル（福岡市博多区博多駅南４－２－10）

3　口述試験（平成30年10月27日（土）及び28日（日））

法務省浦安総合センター（千葉県浦安市日の出２－１－16）

税理士試験公告

平成30年度（第68回）税理士試験の施行について、税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第６条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年４月２日

国税審議会会長　田近　栄治

税理士試験は、次の要領で行う。

一　試験日時及び試験科目

平成30年８月７日（火）

午前９時から同11時まで	簿記論
午後０時30分から同２時30分まで	財務諸表論
午後３時30分から同５時30分まで	消費税法又は酒税法

平成30年８月８日（水）

午前９時から同11時まで	法人税法
正午から午後２時まで	相続税法
午後３時から同５時まで	所得税法

平成30年８月９日（木）

午前９時から同11時まで	固定資産税
正午から午後２時まで	国税徴収法
午後３時から同５時まで	住民税又は事業税

（注）　1　解答に当たり適用すべき法令等は、平成30年４月２日（月）現在施行のものとする。

2　試験科目のうち住民税とは、地方税法のうち道府県民税（都民税を含む。）及び市町村民税（特別区民税を含む。）に関する部分を呼称したものである。